

ヤングケアラー普及啓発事業（漫画教材制作）委託業務
公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

ヤングケアラー普及啓発事業（漫画教材制作）委託業務

(2) 事業の目的

ヤングケアラーへの支援の必要性や、ヤングケアラーは特別な存在ではなく誰もがその立場になり得る身近な問題であることを広く啓発するため、中高生や関係機関等が活用出来る漫画教材を制作することで、社会的認知度の向上及び理解の促進を行うことを目的とするものです。

(3) 事業内容

別添「ヤングケアラー普及啓発事業（漫画教材制作）委託業務仕様書」のとおり

(4) 委託期間

委託期間は、契約締結の日から令和7年3月31日までとします。

2 見積限度額

2,200千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するために「ヤングケアラー普及啓発事業委託業務プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定します。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後には、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。7日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うこととなります。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりとします。

- (1) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（もしくは契約締結時までに登録が予定されている）者であること。

- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (5) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

6 説明会

(1) 日時

令和 6 年 4 月 22 日 (月) 10 時 00 分から

(2) 場所

高知県保健衛生総合庁舎 1 階 大会議室 (高知市丸ノ内 2 丁目 4-1)

(3) 説明会に出席する場合について

別紙により、令和 6 年 4 月 19 日 (金) 17 時までに、F A X 又は電子メールでお申込みください。なお、1 参加者当たり 4 名までの参加としてください。

県外等に事業者がある等の理由で直接の参加が難しい場合は、Zoom での参加も可能です。

(4) 説明会を欠席する場合について

欠席する場合についても、別紙を提出してください。なお、説明会への出席は本プロポーザルの参加要件ではありません。また、欠席したとしても審査には影響はありません。

7 質疑と回答

質疑は令和 6 年 4 月 24 日 (水) 17 時までに別紙様式 1 により持参、郵送 (書留郵便又は配達証明に限る。)、F A X 又は電子メールで受け付けます。F A X と電子メールによる場合は、電話により着信を確認してください。質疑と回答の内容は高知県子ども・福祉政策部子ども家庭課のホームページに掲載します。

8 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルに参加したい事業者は、参加申込書 (別紙様式 2) に資格要件の確認書類を添えて申込みをしてください。申込みに当たって提出する書類を次表に示します。

[提出書類の様式、提出部数等]

様式番号	提出書類の名称	規格	提出部数
2	参加申込書	A 4 縦	1 部
3	資格要件確認書	A 4 縦	1 部
—	法人の都道府県税の納税証明書	—	1 部
—	法人の消費税及び地方消費税の納税証明書	—	1 部
任意様式	法人概要書	A 4 縦	1 部

様式番号	提出書類の名称	規格	提出部数
任意様式	業務実績一覧表	A 4 縦	1 部

(1) 参加申込書

- ①提出方法 持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）
 ②提出期限 令和6年5月8日（水） 正午（必着）
 ③提出先 〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20
 高知県 子ども・福祉政策部 子ども家庭課 TEL 088-823-9655

(2) 資格要件の確認

高知県子ども・福祉政策部子ども家庭課で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認を令和6年5月10日（金）までに申込者へ電子メールにて通知します。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

- ① 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に、書面により、知事に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。
 ② 知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に書面により回答します。

9 企画提案書の作成

別途定める「企画提案書作成要領」に基づいて企画提案書を作成してください。

10 審査

別途定める「審査要領」に基づき実施します。

11 審査結果

審査結果は、審査委員会終了後5日以内に、全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

高知県情報公開条例

[<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=15&totalCount=254&fromJsp=SrMj>]

12 日程

- 令和6年4月10日（水） 募集開始
 令和6年4月19日（金） 説明会参加申込提出締切り
 令和6年4月22日（月） 説明会
 令和6年5月8日（水） 参加申込及び資格確認書類提出締切り
 令和6年5月17日（金） 企画提案書の提出締切り

令和6年5月22日（水） 審査委員会（プレゼンテーション）※午後実施予定

令和6年5月27日（月） 審査結果通知（予定）

13 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写します(県庁内及び審査委員会での使用に限ります。)
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第4号の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式4により提出してください。

開示・非開示の判断は様式4に基づき行うものではなく、様式4を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。

高知県情報公開条例

[<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=15&totalCount=254&fromJsp=SrMj>]

- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

14 問合せ先

高知県 子ども・福祉政策部 子ども家庭課

担当者 大石・中村 _____

T E L 088-823-9655 _____

F A X 088-823-9658 _____

E-mail 060401@ken.pref.kochi.lg.jp _____

15 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがあります。

- (1) 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- (2) 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- (3) 県職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (4) 審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- (5) プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- (6) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

16 その他

- (1) 参加申し込み提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提

出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。

(2) 企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とします。

(3) 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契約規則第40条の規定により免除された場合又は契約規則第41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではありません。